

意見公募要領

グローバルで変化が激しいデジタル市場における競争やイノベーションを促進するため、競争政策の迅速かつ効果的な実施を目的として、令和元年9月27日、内閣に、デジタル市場の評価並びに競争政策の企画及び立案並びに国内外の関係機関との総合調整を担うデジタル市場競争本部（本部長：内閣官房長官）を設置しました。これまで、同本部の下に設置した「デジタル市場競争会議」（議長：内閣官房長官）及び「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」（座長：依田高典 京都大学大学院 経済学研究科 教授）において、デジタル市場のルール整備に関し、具体的な検討を進めてまいりました。

モバイル・エコシステムに関する競争評価については、令和4年4月に中間報告を公表したところですが、今般、最終報告をとりまとめました。モバイル・エコシステムの特長や競争環境の状況、競争上の懸念について評価した上で、セキュリティやプライバシーを確保しつつ、公平、公正な競争環境を実現する観点から、様々な競争上の懸念に対する対応の方向性を示しております。

今後、最終報告を踏まえ、欧州や米国など諸外国の状況を見極めつつ、モバイル・エコシステムにおける公平、公正な競争環境の確保のために必要な法制度の検討を行っていくこととしていますが、今後の検討の参考とするため、広く国民の皆様から意見を募集します。

1. 意見公募の対象

モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告

2. 意見提出期間

令和5年6月19日（月）～令和5年8月18日（金）（必着）
（郵送についても、締切日に必着とします。）

3. 資料入手方法

意見を提出する際に必要な資料は、電子政府の総合窓口（URL）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

4. 提出方法・提出先

別添提出用フォーマットに、個人の場合は氏名、住所並びに連絡先（電話番号及び電子

メールアドレス)を、法人又は団体の場合は、名称、事務所の所在地並びに連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに日本語で御提出ください(英語も可としますが、その場合には日本語訳も付すようにしてください)。意見を補足する資料があれば、A4判(様式自由)で添付してください。

次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、郵送の場合、御提出頂いた意見を電子媒体により提出していただくようお願いする場合があります。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：g.digital.f7c_atmark_cas.go.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)

(2) 郵送する場合

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房デジタル市場競争本部事務局 意見公募窓口 宛て

(3) 電子政府の総合窓口を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(1)の方法により提出してください。

6. 留意事項

(1) 本意見の取り扱い

本意見募集で提出された御意見につきましては、今後の検討における参考とさせていただきます。

御記入頂いた氏名(法人等にあってはその名称)、住所(所在地)、連絡先(電話番号、メールアドレス)は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、意見提出者名、意見提出者の属性(職業又は業種)及び提出された意見の内容を公表する場合があります。但し、個人で提出された方の氏名は公表いたしません。法人などにあっては、その名称について匿名を希望される場合には、その旨をご記入ください。また、意見内容について公表を希望されない場合には、その箇所及び理由を明記してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。意見提出期間の終了後に提出された意見や今回の意見募集の趣旨と関係のない意見については、

提出案件として取り扱わないことがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 意見内容のヒアリング

御意見頂いた内容について、事務局より別途ヒアリングをお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

連絡先窓口

内閣官房デジタル市場競争本部事務局

担当：福本、田中、松本

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-3581-0374

電子メールアドレス：g.digital.f7c_atmark_cas.go.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)